

# 令和2年度第1回郡山市公契約審議会 議事録

## 1 開催日等

日 時：令和3年3月15日（月）午後1時30分から午後2時40分

場 所：郡山市役所西庁舎 7階 第4委員会室

## 2 出席者

委 員：8名

事務局：10名（市長事務局6名、上下水道局4名）

傍聴人：なし

## 3 会議内容

（吉田契約課長補佐）

ただ今から、令和2年度第1回郡山市公契約審議会を開催する。

なお、本日の審議会については、委員全員が出席していることから、郡山市公契約条例施行規則第13条第2項に定める定足数を満たしていることを報告する。

はじめに、財務部長の佐久間から、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

【佐久間財務部長から以下の内容の挨拶がある】

- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新しい生活様式の実践が求められている。
- ・市民生活も大きく影響を受けており、県内企業においても年間で600件程、新型コロナウイルス関連で休業・廃業あるいは解散し、2,000人近くの市民の方が離職や勤務先の変更を余儀なくされているとの報道もある。
- ・このような中、「労働者の適正な労働環境の確保」、「市内中小企業の育成・活用」といった郡山市公契約条例の基本理念は、大きな意味を持っていると考える。
- ・委員の皆様には、郡山市公契約条例に掲げる基本理念の実現へ向け、忌憚のない意見を賜りたい。

【議事に入る前に、吉田契約課長補佐から、本日の資料の確認がある。】

【伊藤会長に議長をお願いし、議事に移る。】

（伊藤議長）

それでは議長を務めさせていただきます。

はじめに議事(1)「令和元年度及び令和2年度郡山市公契約条例の施行状況等について」事務局から説明願う。

【瀧田契約管理係長から、資料1-1及び1-2に沿って説明がある。】

（伊藤議長）

ただ今の事務局からの説明について、何か意見、質問等はあるか？

【特になし】

(伊藤議長)

次に、議事(2)「労働環境報告書による報告内容について」、事務局から説明願う。

【瀧田契約管理係長、佐藤上下水道局総務課長補佐から、資料2-1から2-4に沿って説明がある。】

(伊藤議長)

ただ今の市と上下水道局からの説明について、何か意見、質問はあるか？

(伊藤議長)

質問項目の全てにおいて「いいえ」が0件であり、全て元請・下請事業者が関係法令を遵守しているということである。

このようなことを聞くことだけでも、会社が「何を守らなければならないのか」ということを確認できるので、良いことではないかと思う。

続いて議事の(3)「郡山市公契約条例等に関するアンケート」の実施結果について、事務局から説明願う。

【瀧田契約管理係長から、資料3-1及び3-2に沿って説明がある。】

(伊藤議長)

ただ今、事務局からの説明について、意見、質問はあるか？

(伊藤議長)

それではまず私から質問させていただく。

資料3-1、事業者向けアンケート結果の4ページ、「3 労働者等への周知について」の回答では、「特に行っていない」が12.5%あり、ほとんどの会社は何らかの形で周知しているということだが、資料3-2、労働者向けアンケート結果の4ページ、「1①この条例が施行されたことを知っていますか」の回答では、「知らなかった」が63%となっている。

事業者は「やっている」と言っているが、実際に労働者は知らない方が多いということである。

この2つの回答がかけ離れているのはどのように理解すればよいのか？

(瀧田契約管理係長)

おっしゃるとおり、アンケート結果を見ると事業者側と労働者側の意見がかけ離れているという現状がある。

推測だが、事業者としては「やっている」が、労働者としては内容まで深く理解できていない可能性もある。

今後の課題が浮き彫りになっていると考えられる。

(伊藤議長)

資料3-1の3ページ、2②及び2③の意見に、労働環境報告書に関して「押印・郵送がなければ問題ない」や「ペーパーレス、ハンコレスにして頂きたい」とあるが、市でもペーパーレス、ハンコレスが進んでいるかと思う。

この労働環境報告書については検討しているのか？

(瀧田契約管理係長)

本市において、市民の方々向けの書類についてはハンコレス化が進んでいる。  
今後、契約等について電子入札、電子契約等が進んでいく中で、できるものについてはハンコレスを進めていきたいと考えている。

(伊藤議長)

資料3-2の8ページ、3⑤「休日・休暇の取得状況」についてだが、意見の中に「有休がない」とあるが、これはどういうことか？

(瀧田契約管理係長)

どのような意図で記載したかは不明だが、本当に有休がないということと、取りづらい・少ないという趣旨での記載では、違ったステージの話になる。  
有休がないということであれば、労働基準に適していないこととなる。

(伊藤議長)

「有休がない」ということではなく、「有休がとれない」ことを「有休がないのと等しい」と勘違いしている可能性もある。  
それ自体も問題ではあるが。

(瀧田契約管理係長)

おっしゃるとおりである。

(久保田委員)

アンケート結果の感想としては、資料3-2、4ページ、「1③条例施行前と比較してどのように変化したと感じるか」というところで、「良くなった」という回答が一定程度あり、「悪くなった」という回答を見ても、特に悪くなったというよりは現状と変わっていないと言っているだけなので、この条例を制定した一定の効果、メリットはあったのではないかと思う。

しかし、設置当初からこの会議に参加しているが、この条例が実効的なものになっているかという点、残念ながら変化はない。

会長がおっしゃったように「有休がない」や「取れない」という回答は以前からよく出てきていたので、何か改善ができると思う。

資料2の労働時間で「休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。」という質問に対し「いいえ」が0件、全ての事業者が適切に付与していると回答しているのに、実際は有休がないとなると、法律的には違法である。

何とか会社の意識を変えられるような質問項目にできないものか？

(瀧田契約管理係長)

委員の御指摘のとおり、事業者側・労働者側にもう少し入り込んでいけるような項目を検討していきたいと思う。

(大越契約課長)

国等からも、県を通じて有休のとり方などについて細かい指導も入っている。  
その度に各事業所等や団体を通して情報提供しているが、具体的な方策について検討させていただき、この会議の中で御提示できればと考えている。

(大堀委員)

公契約条例について、元請は33者が「知っている」と回答しているが、下請は185者が「知らなかった」と回答している。

これらの数字は少しひどいと感じる。

条例について徹底して周知すべきと思うがどうか？

(大越契約課長)

公契約条例が平成29年に制定され5年が経つ。

当局も毎年このアンケートを実施しているが、毎年調査の母体が変わるため、数値だけを同列では比較できないところもあるが、「知らない」という方もこれだけいることから、ウェブへの掲示等以上に踏み込んだ方策について検討してまいりたいと考えている。

(伊藤議長)

公契約条例がある自治体は、関東圏ではちらほらあるが、福島県内では郡山市だけである。

公契約条例を制定したこと自体一歩前進したことになるが、その一方、作っただけではダメで、実効性を担保する、実効性を高めるということが次の段階である。

アンケートで様々な問題・課題が指摘あるいは抽出されているわけなので、労働者も事業者もきちんと認識し、守っていけるような雰囲気作りや仕組み作りなど、次のステージへ行かなければならないという印象を受けた。

(大堀委員)

福島市や白河市でも条例制定に向けた動きはあるようだが、まだ具体的にはなっていないと聞いている。

(伊藤議長)

せっかく制定したので、郡山市が「制定して良かった」、「制定してこんな良いことがあった」、「このように改善された」といった模範を示せるようなものにならないと制定した甲斐がないので、改善・改正に際してはそのような仕組み作りをお願いしたい。

(大橋委員)

資料3-2の7ページ、3③で、最低賃金について質問しており、「知らなかった」と回答している人が半数いるが、資料2の労働条件で、「いいえ」が0件なのはおかしい。

市が業者に工事を発注する際、その業者がきちんとした会社なのかどうかを工事に入る前にチェックし、アンケートにより様々な諸問題を炙り出し、その後、実証として本当に800円以上の時給でやっていたのかの確認や有休休暇の管理簿の閲覧などにより、きちんとした業者が工事を施行したという確証を持てるようにすべきだと考えるが、このアンケートは、後の調査とは連動してこないのか？

(瀧田契約管理係長)

今おっしゃられた調査というのは、アンケートを基には実施していない状況である。

契約後、労働条件等やどのような資格を有するか、賃金体系まで踏み込んだ調査はしていない。

(永島副会長)

公契約条例を知らずに働いている方が多い。

条例を知っている労働者は、事業者からのお知らせにより知るケースが多いという結果が出ている。

このアンケート結果は、毎年事業者・労働者へ配付しているが、事業者・労働者はどのような感想を持っているのかというところは、市へ挙がってきているのか？

(瀧田契約管理係長)

今回、5回目のアンケートを実施したが、元請・下請も基本的には無記名で回答していただいていることから、特段、感想を聞くという形をとっていない。

アンケート結果については、事業者・労働者へフィードバックするとともに、本市ウェブサイトへも掲載している。

委員のおっしゃるような感想という形は確認していない状況である。

(永島副会長)

毎回、同じような数値のように感じるので、今のやり方がもう一歩というところがあるのではなかろうかという感想である。

(伊藤議長)

入札によって業者を決め、契約を締結する時点で、「公契約条例があり、これに基づいて労働環境を確保しなければならない」ということを、労働環境報告書の提出義務がない少額の案件に対しても周知しているのか？

(瀧田契約管理係長)

基本的には対象事業、工事では1億円以上のものについて報告を求めている状況であるが、今後、少額の案件についても、公契約条例の内容を仕様書等に掲載し周知するなど検討してまいりたい。

(伊藤議長)

大きな工事を受注できないような業者こそ労働条件があまり良くない可能性がある。検討・改善のスケジュールはどのような感じになるのか。

(瀧田契約管理係長)

公契約審議会は、通常1回目を10月に、2回目を翌年2月に開催しているが、日程を若干早めにするかも踏まえ、再度、委員の皆様にお知らせしたいと考えている。

(伊藤議長)

次に議事の(4)「その他」に移るが、委員の皆様から何かあるか？

(大堀委員)

労働者の立場から言うと、「建退共」という建設業退職金制度について宣伝しているが、新聞報道に「2か月以上公共工事の建設現場に行ったが、退職金をもらっていない人がいる」と出たことがある。

その点に関して市はそのような教育をしているのか？

また、退職金制度について市はどのように宣伝しているのか？

(渡邊工事契約係長)

公共工事について、建退共に入る場合、その領収書を添付してもらい、それを基に契約を締結している。

建退共ではない他の保険、例えば中小企業関係の保険で対応する場合は、その理由書と証明書を提出させている。

(大越契約課長)

それがないと契約できない条件としている。

(伊藤議長)

事務局からは何かあるか？

(大越契約課長)

次回の開催日程について報告するところであるが、今ほど瀧田から説明があったように、新年度になり次第、改めて会長を含めて日程調整させていただきたい。

また、アンケート結果について、資料作成後に何件か追加で届いている。

そちらを入れ込んだ最終結果ができ次第、委員の皆様へお配りさせていただきたい。

(伊藤議長)

その他いかがか？

【特になし】

(伊藤議長)

意見がないようなので、議事を終了する。

円滑な進行について感謝する。

(吉田契約課長補佐)

続いて、次第の4「その他」だが、委員の皆様から何かあるか？

【特になし】

(吉田契約課長補佐)

以上をもって、令和2年度第1回郡山市公契約審議会を閉会する。